

青森県報

第二千六百七十二号

平成十八年
八月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 保 険 課 社 …… 一
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同 …… 一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同 …… 一
- 家畜伝染病の発生……………(畜 産 課 …… 二
- 公 告……………(防 災 消 防 課 …… 二
- 青森県地域防災計画修正の要旨……………(防 災 消 防 課 …… 二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経 営 支 援 課 …… 三
- 出先機関……………(経 営 支 援 課 …… 三
- 道路の位置の指定……………(下 北 地 域 道 路 課 …… 四
- 右 同……………(同 …… 四

告

示

青森県告示第六百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅

サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十八年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		廃止年月日
			名称	所在地	
株式会社キノシタ	青森市栄町二丁目六の三一	福祉用具貸与	ウエルランド株式会社キノシタ青森本店	青森市大字荒川字成瀬二一の二	平成一六・六・二〇
医療法人 爽風会	青森市松原三丁目二の五	短期入所療養介護	医療法人爽風会平井内科医	青森市松原三丁目二の五	一六・六・三〇
医療法人 爽風会	青森市松原三丁目二の五	訪問看護	医療法人爽風会平井内科医	青森市松原三丁目二の五	"
医療法人 爽風会	青森市松原三丁目二の五	訪問リハビリテーション	医療法人爽風会平井内科医	青森市松原三丁目二の五	"
医療法人 爽風会	青森市松原三丁目二の五	居宅療養管理指導	医療法人爽風会平井内科医	青森市松原三丁目二の五	"
工藤幹彦	青森市大字石江字江渡五二の一七六	訪問看護	工藤内科クリニック	青森市大字石江字江渡五二の一七六	一六・七・二〇

青森県告示第六百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成十八年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人爽風会平井内科医院	開設の場所	青森市松原三丁目二の五	指定・辞退年月日	平成一六・八一
-----	---------------	-------	-------------	----------	---------

青森県告示第六百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五條の九第二号の規定により公示する。

平成十八年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を廃止年月日	
			名称	所在地
株式会社キノシタ	青森市栄町二丁目六の三一	介護予防福祉用具貸与	ウエルランド株式会社キノシタ青森本店指定福祉用具貸与事業所	青森市大字荒川字成瀬二の二 平成一六・六・二〇
医療法人爽風会	青森市松原三丁目二の五	介護予防短期入所療養介護	医療法人爽風会平井内科医院	青森市松原三丁目二の五 一六・六・三〇
医療法人爽風会	青森市松原三丁目二の五	介護予防訪問看護	医療法人爽風会平井内科医院	青森市松原三丁目二の五 "
医療法人爽風会	青森市松原三丁目二の五	介護予防訪問リハビリテーション	医療法人爽風会平井内科医院	青森市松原三丁目二の五 "
医療法人爽風会	青森市松原三丁目二の五	介護予防居宅療養管理指導	医療法人爽風会平井内科医院	青森市松原三丁目二の五 "
工藤幹彦	青森市大字石江字江渡五二の一七六	介護予防訪問看護	工藤内科クリニック	青森市大字石江字江渡五二の一七六 一六・七・二〇

青森県告示第六百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑病の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡東北町	平成一六・八・九

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成十八年八月二十八日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に地域防災計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、今般、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成十六年四月に制定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条の規定に基づき、平成十八年二月二十日に本県が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定されたことを踏まえ、

計画の修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

平成十八年八月十四日

三 計画修正の主な内容

地震編

第六章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第一節 総則

推進計画の目的のほか、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が行う業務の大綱を定めた。

第二節 災害対策本部等の設置等

災害対策本部の設置及び県職員等の動員に関する基準について定めた。

第三節 地震発生時の応急対策等

地震・津波発生時の情報伝達体制及び他機関に対する応援要請を含む資機材、人員等の確保体制について定めた。

第四節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

津波からの防護のための施設の整備のほか、津波発生時の情報伝達体制及び避難対策、水道・電気・ガス等ライフライン各事業者における対策、積雪寒冷地であることに配慮した交通対策等について定めた。

第五節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

建築物の耐震化及び避難地、避難路の整備等について定めた。

第六節 防災訓練計画

避難行動に支障をきたす冬期の実施にも配慮した防災訓練計画について定めた。

第七節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

住民等に対する教育及び広報について定めた。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中下田一三五の二 代表取締役 羽間和彦	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中下田一三五の二 代表取締役 村上教行	平成一八・五・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 岡田元也外

四 届出年月日

平成十八年八月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十八年八月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十二月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月二十八日

下北地域県民局長 野戸谷 秀 樹

位置	延長	幅員	指定年月日
むつ市山田町一四一の一	七二・三六メートル	六・一〇メートル	平成 一六・八・二

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月二十八日

下北地域県民局長 野戸谷 秀 樹

位置	延長	幅員	指定年月日
むつ市金曲二丁目五九の一	八五・一九メートル	六・〇〇メートル	平成 一六・八・二〇

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------